

県北広域振興局長告示第25号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定した。

平成22年10月29日

県北広域振興局長 東大野 潤 一

1(1) 名称 久慈市夏井休猟区

(2) 区域 久慈市地内の国道45号とJR八戸線との交点を起点とし、起点から国道45号を南に進み国道395号との交点に至り、同点から同国道を南東に進み市道田沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道夏井川線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道夏井線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み九戸郡洋野町地内の町道帶島水沢線との交点に至り、同点から同町道を東に進み久慈市地内の市道生平富原線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道角柄富原線との交点に至り、同点から同市道を北に進み国道395号との交点に至り、同点から同国道を南西に進み市道角柄線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み一般県道侍浜停車場阿子木線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み林道砂沢線との交点に至り、同点から同林道を北に進みさらに東に進み市道砂沢線との交点に至り、同点から同市道を東に進みJR八戸線との交点に至り、同点から同JR線を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで

2(1) 名称 久慈市霜畠休猟区

(2) 区域 久慈市地内の主要地方道野田山形線と主要地方道野田山形線に通じる山道との交点を起点とし、起点から主要地方道野田山形線を西に進み市道川井関線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道川井線との交点に至り、同点から同市道を北に進み林道繫1号線との交点に至り、同点から同林道を東に進みさらに南東に進み林道繫2号線との交点に至り、同点から同林道を南に進みさらに北東に進み市道向屋敷線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道荒津前線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北東に進み市道荒津前線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道深田長根線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み主要地方道野田山形線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで

3(1) 名称 洋野町林郷休猟区

(2) 区域 九戸郡洋野町地内の国道395号と町道金ヶ沢向線との交点を起点とし、起点から国道395号を西に進み主要地方道八戸大野線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進み板楽川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み大野川右岸との合流点に至り、同点から同川右岸を下流に進み主要地方道八戸大野線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進み一般県道明戸種市線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み町道宿戸明戸線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み洋野牧場牧柵との交点に至り、同点から同牧柵に沿って西に進み一般県道明戸種市線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み濁川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み町道宿戸明戸線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道向山線との交点に至り、同点から同町道を南に進み林道向山線との交点に至り、同点から同林道を南に進み一般県道明戸八木線との交点に至り、同点から同一般県道を西に進み九戸郡洋野町大野と九戸郡洋野町小子内の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み農道棚場線との交点に至り、同点から同農道を南に進み町道中野八種線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道林郷線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道上間沢線との交点に至り、同点から同町道を西に進み大野牧場牧柵との交点に至り、同点から同牧柵に沿って北西に進み町道間沢線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道大野牧場線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道上平線との交点に至り、同点から同町道を西に進み大野牧場牧柵との交点に至り、同点から同牧柵に沿って南に進み町道金ヶ沢向線との交点に至り、同点から同町道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで

4(1) 名称 二戸市上斗米休猟区

(2) 区域 二戸市地内の主要地方道二戸田子線と市道館ヶ久保線との交点を起点とし、起点から主要地方道二戸田子線を南西に進み市道足沢線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道川代線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道上野川代線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道枯木上川代線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道地竹沢上川代線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道長根地竹沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道地竹沢4号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道根森線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み主要地方道二戸田子線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進みさらに北西に進み岩手県と青森県の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み市道落合野境線との交点に至り、同点から同市道を南に進み一般県道上斗米金田一線との交点に至り、同点から同一般県道を南西に進み市道館ヶ久保線との交点に至り、同点から同市道を南に進みさらに南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで

5(1) 名称 二戸市淨法寺町太田休獵区

(2) 区域 二戸市地内的一般県道前淨法寺線と市道杉沢季ヶ平線との交点を起点とし、起点から一般県道前淨法寺線を南に進み市道高曲原線との交点に至り、同点から同市道を西に進みさらに北西に進み稻庭岳登山道との交点に至り、同点から同登山道を北西に進みさらに北東に進み市道季ヶ平線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道杉沢季ヶ平線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで

6(1) 名称 軽米町笹渡休獵区

(2) 区域 九戸郡軽米町地内の国道395号と主要地方道軽米種市線との交点を起点とし、起点から国道395号を北西に進み町道戸草内尻・高柳線との交点に至り、同点から同町道を北に進みさらに北東に進み岩手県と青森県の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み九戸郡軽米町と九戸郡洋野町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進みさらに南西に進み町道百目金・万谷線との交点に至り、同点から同町道を西に進み大規模林道八戸・川内線との交点に至り、同点から同大規模林道を西に進み町道松ノ脇・下向線との交点に至り、同点から同町道を西に進み主要地方道軽米種市線との交点に至り、同点から同主要地方道を西に進みさらに南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで

7(1) 名称 一戸町中山休獵区

(2) 区域 二戸郡一戸町地内の国道4号と主要地方道葛巻日影線との交点を起点とし、起点から国道4号を北に進みさらに北東に進み町道軽井沢1号線との交点に至り、同点から同町道を南東に進みさらに北東に進み町道釜石旧中山線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道平糠摺糠線との交点に至り、同点から同町道を北に進みさらに東に進み町道宇別大志田線との交点に至り、同点から同町道を南に進みさらに南西に進み町道宇別本村線との交点に至り、同点から同町道を南に進み主要地方道葛巻日影線との交点に至り、同点から同主要地方道を南東に進み岩手郡葛巻町地内の町道鈴野1号線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み岩手郡葛巻町地内の町道鈴野2号線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道鈴野線との交点に至り、同点から同町道を西に進みさらに北に進み町道家向鈴野線との交点に至り、同点から同町道を北西に進みさらに南西に進み町道奥中山家向線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道馬羽松線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道家向大畑線との交点に至り、同点から同町道を西に進みさらに北に進み主要地方道葛巻日影線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで